

■自転車通学について■

(1)自転車で通学したい生徒は通学許可願を提出。その際、自転車の整備状況を担任が確認。

(2)利用条件

- 通学に利用する自転車には泥よけに名前を明記する。
- ブレーキ・ライト・ベル・反射鏡・鍵・荷かご(または荷台)を整備する。
- 本校指定の許可シールを指定の場所に貼る(担任)。許可シールは三年間有効
また、生徒手帳の許可願欄に必要事項を記載し、担任の印をもらう。
- パンクなどの故障、雨天などの天候に関わらず、許可していない自転車での通学は禁止
駐輪スペースが限られており、自転車があふれてしまいます
登校時に自転車を使用し、下校時に雨天のため自転車を置いて帰ることも極力控えてください(大雨、台風などの場合はOK)
- レインコートの使用
レインコートは常備することで許可を出しています。従って、傘を自転車に取り付けることも禁止です。走行中に雨が降った場合にすぐに使用できるようにして下さい
傘さし運転は道路交通法違反です
- 鍵をかける
自転車には必ず鍵をかけてください。万が一、盗難にあった場合に対応が出来ません
普段から鍵をかける習慣をつけましょう
- 自転車保険への加入
- 駐輪上の注意
 - 一年生(シール赤) → グラウンド側
 - 二年生(シール青) → 校舎側
 - 三年生(シール赤) → 校舎側、グラウンド側どちらもOK

白線をはみ出さないように、前輪を壁につけて駐輪して下さい。避難経路となります

時間ギリギリで登校し、駐輪場所を間違えたり、整頓する時間がなくはみ出して駐輪するケースが増えています

□ 規則

校外への自転車放置・以下の道路交通法違反が発覚された場合

第一段階

1 回目～2 回目指導……自転車通学を 1 週間禁止

第二段階

3 回目指導……自転車通学許可の取り消し

改正道路交通法の違反行為

1 信号無視	8 交差点優先車妨害等
2 通行禁止違反	9 環状交差点の安全進行義務違反
3 歩行者用道路徐行違反	10 指定場所一時不停止等
4 通行区分違反	11 歩道通行時の通行方法違反
5 路側帯通行時の歩行者通行妨害	12 ブレーキ不良自転車運転
6 遮断踏切立入り	13 酒酔い運転
7 交差点安全進行義務違反等	14 安全運転義務違反

※ 安全運転義務違反は自転車側の過失によって歩行者との衝突や人身事故が起きた場合。傘さし運転やスマートフォンを見ながらの片手運転などがこれに該当します。

(3)登録した自転車を変更する場合は、再度許可願を提出する。

シール貼り付け位置



令和 2 年 4 月

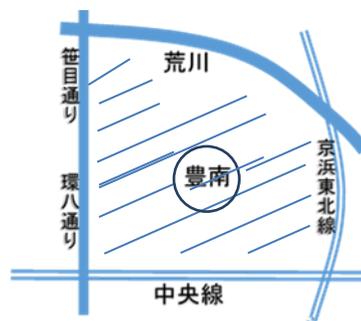
自転車通学について（「高校生活の手引き」より抜粋）

利用条件 （詳細は別紙プリント「自転車通学について」参照）

- (1) 通学に利用する自転車には泥よけに名前を明記する。
- (2) ブレーキ・ライト・ベル・反射鏡・鍵・荷かご（または荷台）を整備する。
- (3) 本校指定の許可シールを指定の場所に貼る。また、生徒手帳の許可書欄に必要事項を記載し、担任の印をもらう。
- (4) 雨天時の傘をさしての乗車や二人乗り・信号無視などは厳禁する。改正道路交通法（下記の表）を含む交通ルールを守り、時間に余裕を持って乗車する。
- (5) 駐輪場では枠内に整然と駐輪し、必ず施錠する。
- (6) 登録した自転車を変更する場合は、再度許可願いを提出する。
- (7) 通学許可の期限は卒業までとする。
- (8) 故障等により、許可されていない自転車での通学は認めない。
- (9) 本校で指定された範囲以外からの自転車通学は原則許可しない。

（平成 29 年度入学生及び新規登録者より適用）

参考：許可範囲



※ 上記の条件を守れなかった場合や他人への迷惑行為（校外への駐輪等）が発覚した場合には、以下の措置をとります。また、事例によっては指導の対象となります。

第1段階	1～2回目の発覚	・・・	自転車通学1週間禁止
第2段階	3回目の発覚	・・・	自転車通学許可の取り消し

改正道路交通法の違反行為

1. 信号無視	8. 交差点優先車妨害など
2. 通行禁止違反	9. 環状交差点の安全進行義務違反
3. 歩行者用道路徐行違反	10. 指定場所一時不停止等
4. 交通区分違反	11. 歩道通行時の通行方法違反
5. 路側帯通行時の歩行者通行妨害	12. ブレーキ不良自転車運転
6. 遮断踏切立ち入り	13. 酒酔い運転
7. 交差点安全進行義務違反等	14. 安全運転義務違反